

○総務省令第四百四十八号

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十八日

総務大臣 川端 達夫

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「認可」を「届出」に改め、同条中「認可を受けようとする」を「届出をしようとする」に改め、「ときは」の下に「、当該業務の開始の日の七日前までに」を加え、「次の」を「次に掲げる」に、「申請書」を「届出書」に改め、同条第二号中「時期」を「日」に改める。

第二条の見出し中「認可」を「届出」に改め、同条中「認可を受けようとする」を「届出をしようとする」に改め、「ときは」の下に「、当該業務の開始の日の七日前までに」を加え、「次の」を「次に掲げる」

に、「申請書」を「届出書」に改め、同条第二号中「時期」を「日」に改める。

第二条の二の見出し中「認可」を「届出」に改め、同条中「認可を受けようとする」を「届出をしようとする」に改め、「ときは」の下に「、当該業務の開始の日の三十日前までに」を加え、「次の」を「次に掲げる」に、「申請書」を「届出書」に改め、同条第二号中「開始時期」を「開始の日」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（届出書に記載された事項の公表）

第二条の三 総務大臣は、前三条の届出書を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十八号）の施行の日から施行する。